

# 建武中興と社会変革

中 村 直 勝

一

元弘三年六月五日後醍醐天皇は隠岐より帰京、改めて朝政を見られた。

八月五日には中興政治に大功あったものに対して、論功行賞があった。

隠岐潜幸中、在京都であった光厳天皇は廃位されたので、持明院統の朝政はここに消えた。鎌倉の執権北条高時は新田義貞に殺されて、幕政も消滅した。

政界の大変乱であり、大変革であった。

そのとき天下の有力者は、どのように去就したであろうか。天下の資本家は、どのようにして、既得の権利と財力とを保持しようとしたか。こうした大動乱に際して、事実上の有力者であり、資本家であり、国民精神の中軸であった大社大寺は、どのような方法で、対処したであろうか。

建武中興は、全く天下を覆すような大変動である。

それに際会した既成階級は、どうして自分らの地位を保持しようと努めたか。

それが知りたい。

二

大正六年頃であつたらうか。故三浦周行先生のお供をして、東大寺文書を採訪したことがあつた。長い間、箱底に納められたままの東大寺文書一万通に近いものが、この時、世の中に出てきた。

それが機縁となつて、その全部を整理すべく京都大学国史研究室に借用し、二十年に近い年月をかけて、すべてを影写すると共に、一通一通に整理番号を打つて、東大寺に返納しておいた。

影写本の校正を引受けた私の任務は、硬いものであつた。日夜旦暮を、その校正に費した。その時に私は惟うた。この一万通の古文書は無尽蔵の宝庫であり、この中から、どの位、多岐多様の珠玉が、発掘されるか、計り知るべからざるものがある。その一々の、宝の山の階段を、毎日毎日、一段一段を登つて行く私の伴せさと、もし、私がここで私慾を出して、この古文書中、私の研究に益するであろうものを、ノートし始めたならば、それこそ無限の時間を要することになつて、東大寺文書の影写本が完成するまでには、文字通り百年河清を待つようなことにならう、だから、私のための史料抄漁は厳禁して、一向に、校正の朱筆を執ることにしよう、決心してかかつた。

いまになつて思うと、その様な、柄にもない殊勝な心を出さないで、見るもの、触れるもの、すべてノートしておいたならば、いくらでも、勝れた研究が出せたのであらうに。惜しいことをしてしまつたと、悔恨の念に燃えるものがある。

その中であつて、次の一通だけは、是が非でも書き留めるべきだと、折角立てた自戒を破つてノートしておいたものである。

### 三

「寺訴條々次第事」と端裏書があつて、元弘三年八月日の寺訴條々事書の案文である。強柔であるけれども、質の粗なる杉原紙六枚を、続紙にして書いたもので、達筆の文字である。殆んど全部に亘つて削除加筆されておる。それは文脈を佳麗ならしめるようにする努力と、願意を強く相手の心に植えつけるような文章を編み出すことの苦心とを、想見し得るものであつた。寺家当局者の細心の態度と、その全力を傾けて、寺の願意を達せんとしておる真面目さとの、溢れるものであつた。

それは一面、後醍醐天皇新政府の改新の大きさに、魂胆を奪われた寺家の狼狽と、新政府の方針未定の間に、一刻も早く、寺家の立場を申告して、もし新しい立法でも行われるならば、その以前に、寺々には旧慣あることを立法者に知らしめておこう、という、高度な政治思想が、

底流れておるものであるやに、思えたのであった。

天下革新に際して、旧族は、如何に処すべきやの好標本である。これ位に、面白い政治というものの技術は、他ではあまり覗く事は出来ないのではないか、と思うものであった。

全文七條の項目を、列举しておる超長文である。本文通りに全文をそのままに連続して引用しても、煩わしさを加えるだけであるから、ここでは便宜上、一項目毎に切り離して、解説を加えてゆくこととしよう。

#### 四

「東大寺申、寺訴條々篇目並勅答趣、重可經御奏聞次第事」

という書出しで、その第一項は

一、一万町水田五千戸御封、任本願之叡慮、可有興行之旨、自笠置寺被下懇勸之 御願書之間、奉祈聖運之條、無子細之上者、恐可被經御沙汰之旨、所經 奏聞也。但天平 勅施入之儀、或五町或十町被分配諸国之間、中古以来大略皆倒失、其跡殆如無。於今度者、就国郡庄園等、各以一田之地、被施入之、計惣田数被滿一万町者、不可有未来之牢籠之旨申之。

勅答之趣、追可有御沙汰、云々。

就之、重申云。凡一万町水田等者、天平 勅施入之條、金銅銘文分明也、以代々之国主為吾寺之壇越者、同 勅誓之嚴旨也。然間、當寺朝夕之行果、莫非国家安全之誠祈。倩案。大佛八幡之本誓〔被廻〕偏在天下安泰之聖慮〔之外、不交他事候〕歟。隨而 聖運□開、御願既滿之處、〔上者、政務遵行之最初、依此御沙汰、可被閣他事歟之由、偏慮之所及也。依〕被賞他事、被閣此事〔追可有御沙汰〕之條、更不測之次第也。而如承及者、自最初笠置寺以来〔始自笠置寺広至諸国七道勇士等〕專就合戦之前後、可有次第之恩賞云々。〔事若実者、此等之盡期、後日有何日哉〕。諸国能屈之地、依勇士等所望、宛賜之者、可被寄附之地、有何所歟。愁吟之至、可足 上察哉。

(この読み本)

一、一万町の水田、五千戸の御封、本願の叡慮に任せ、興業あるべきの旨、笠置寺より懇懇の御願書を下さるるの間、聖運を祈り奉るの条、子細なきの上は、念ぎ

御沙汰を経らるべきの旨、奏聞を経る所なり。但し、天平勅施入の儀は、或は五町或は十町、諸国に分配せらるるの間、中古以来、大略、皆、倒失し、其の跡、殆んど無きが如し。今度に於いては、国郡庄園等に就いて、各、一円の地を以って、施入せられ、計総して田数一万町に満たざるれば、未来の牢籠はあるべからざるの旨、之を申す。

勅答の趣。追て御沙汰あるべし、云々。

之に就いて、重ねて申して曰く。凡そ一万町の水田等は、天平勅施入の条、金銅の銘文に分明なり。代々の国守を以って、吾が寺の壇越となすは、同じく勅誓の敵旨なり。然る間、当寺朝夕の行果は、国家安全の誠祈に非ざるは莫し。情かに案ずるに、大仏八幡の本誓は、偏えに天下安泰の聖慮を〔廻らさるるの外、他事を交えず候〕歟。随て、聖運□開、御願既満の処〔上は政務遵行の最初、此の御沙汰により、他事を閣かるべきかの由、偏慮の及ぶ所なり〕他事を賞せらるるに〔依り〕此事を閣かれ〔追て御沙汰あるべき〕の条、更に不測の次第なり。而して承り及ぶが如くんば、最初笠置山より以來〔笠置山より始め、広く諸国七道勇士等に至り〕専ら、合戦の前後に就いて、次第恩賞あるべしと云々、〔事、若し実たらば、此等の尽くる期、後日、何日かあらんや〕諸国能屈の地、勇士等の所望に依り、宛て賜うれば、寄附せらるるの地、何所にか有らんか。愁吟の至、上察に足るべきか。

以上が第一項である。奏上した日附を欠くので、本文書の面白さに一点のマイナスがつくが、もし、この文書が出されたのは、何日であろうかを、何とかして見定め得るとすると、この内容が、一層に生き生きとして来るであろう。

元弘三年六月十五日の宣旨に従って、寺家は、わが意を得たりと第一回の奏上をしたのではなかったか。それに対して、それぞれの条項に勅答があって、追って沙汰すべしとの事であったから、しばらく様子を見ておると、八月六日から勤皇諸将への恩賞があり、寺家の申状はどうか後廻しにされそうである。寺家では周章して、第二回の奏状を上ったものがこれでなからうか。八月の二十日頃の提出ではなかったか。

もしそうだとすると第一回は六月の下旬には提出したのであろう。寺家の敏捷なる行動には、一応の敬意を払う。

さて、その申状の意味するところを摘記してみると、

——聖武天皇御創立の時、東大寺の寺領として下賜されたものは、水田一万町と封戸五千とであったが、その天平施入の時、甲地で五町、乙地で十町という具合の施入であって、諸国に小分された寺領であったから、忽ちに分散浸蝕されて、殆んど跡形もない現状である。ところが笠置山行幸のとき、本寺から、本願聖武天皇の勸慮に任せて興行の御沙汰あらば、と申出たるところ、慇懃の御書を笠置山から下されて、東大寺はよろしく聖運を祈り奉るべき由の御沙汰であったから、今回は公家一統の世の中になったので、どうか国郡庄園等を一円の土地でまとめて下され、一万町に満つるように、していただきたい、と申出た。

——それに対する勅答は、「追って沙汰あるべし」との事であった。

それに就いて、重ねて申し上げたいことがある。凡そ一万町の水田というのは、代々の帝王が寺の大壇越であるがためのもので、従って当寺朝夕の勤行は、国家安全の祈念の外はないのである。情かに案ずるに、大仏並びに八幡宮の本誓は、偏えに天下泰平を祈るのみで、一切の他事を交えていない。自然、聖運の宏遠は政務の第一に、他事をさしおいても、此の御沙汰を下さるべきであると存ずるのに「追って沙汰あるべし」との仰せであったとは、全く不測の次第である。ひそかに聞くが如くんば、笠置寺の事変以来、広く五畿七道の勇士に対して、勤皇の事実の前後に就いて御調査あり、すべての将士に対してその勤皇挙兵前後の順序のまま、次第の恩賞があると承る。もしそれが真実ならば、諸将の順列の尽くる期あるべからざる上に、諸国勇士の所望に従って、土地の恩賞ありとすれば、当寺に寄進されるべき土地が、もう残らなくなるのではなからうか、愁吟の至、上察を希うところである。

## 五

### 第二項

一、朝敵之滅亡自初至終、莫不依當寺當社之靈効、自北域遷南都御叡念之趣、仰而可知。御願書之趣、誰又不仰信哉。然則佛神掲焉之御驗〔**忽彰**〕凶族弥滅亡之奇特、偏是冥慮所作也、曾非人力之所覃哉、〔**感歎尤深**〕然者忿可被行恩賞於寺社之旨、申之。

勅答之趣、以同前矣。

(裏面在符箋)

〔**凡**〕寺家之旧領者、多武峰之押領也、先被宛行官軍之恩賞之後、被聞召寺門理訴之條、寧非御沙汰之煩哉〕

重可申之趣、又以同前矣。凡見聞〔**今度**〕朝敵滅亡之次第、匪啻〔**独**〕勇士之抽軍忠、專在佛天之加冥力者歟。然者〔**偏**〕若依人倫恩賞之沙汰、被閣冥助報賽之禮儀之條、〔**為神**〕為寺社不可不愁、為佛為神、不可不行者哉、仰〔**當社**〕宗席御事者、不能始而啓、舍那三尊之妙体、去天平草創之古、以天照大神之御本地、可奉顯于當寺之本佛之旨、依叡願、行基菩薩左大弁諸兄卿等、為勅使被伺申神慮、依神詫、則被奉顯廬舍那佛觀音虚空藏之三尊、是天照大神小屋根太〔**玉三神**〕之御本地也、委細見旧記〕云鎮護之靈神、云伽藍之本佛、子細異他、豈無尊崇哉

(この辺数行の上に付箋あり)

「抑、於當社大菩薩者、百王之宗席、八宗之鎮將、不能始而啓矣、至伽藍本尊者〔濫觴〕異他子細超餘、天平之昔、草創之古、勅使橘右丞相與知識行基菩薩、被奉仰冥助於伊勢大神宮之處、行基懇誠之時、真如日輪之唱、新受神託、勅使帰參之日、廬舍那佛之告、親達叡聞、因茲顯本口口祖之内証、被安惣国分寺之本佛之間、然者早且被定冥顯前後之次第、且依寺社靈効之異他、先被行當寺當社之恩賞、欲被休一寺一揆之總吟矣。

(読み本を、次に収める)

一、朝敵の滅亡、初めより終に至り、當寺當社の靈効に依らざるは莫し。北域より南都に遷る御叡念の趣、仰いで知るべし。御願書の趣、誰かまた仰信せざらんや。然らば則ち、仏神掲焉の御願〔忽ちに〕凶族いよいよ滅亡の奇特を〔彰わす〕、偏えに是、冥慮の所作なり。曾て人力の單ぶ所に非ざらんや。〔感歎、尤も深し〕然らば、忝いで寺社に恩賞を行わさるべきの旨、之を申す。

勅答の趣、同前を以てす。

(裏面の符箋)

〔凡そ寺家の旧領は、多武峰の押領するところ也、先ず官軍の恩賞を宛て行わさるるの後、寺門の理訴を聞召さるるの条、寧ろ御沙汰の煩いに非ざるか〕

重ねて申すべきの趣、また以て同前なり。凡そ〔今度の〕朝敵滅亡の次第を見聞するに、昔に〔独り〕勇士の軍忠を抽するに非ず、専ら、仏天の冥力を加うるに在る者か。然らば〔偏えに〕若し人倫恩賞の沙汰に依りて冥助報賽の礼儀を聞かるるの条、〔神として〕寺社として、愁えざるべからず、仏のため、神のため、行わさるべからざるものか。〔当社〕宗席の御事を仰げば、始めて啓する能わず、舍那三尊の妙体、去る天平草創の古、天照大神の御本地を以って、當寺本仏を顕わし奉るべきの旨、叡願に依り、行基菩薩左大弁諸兄卿等、勅使として神慮を伺い申され、神託により、廬舍那仏觀音虚空蔵の三尊を顕わし奉る。是、天照大神、小屋根、太〔玉〕三神の御本地なり、委細は旧記に見ゆ。鎮護の靈神といひ、伽藍の本仏といひ、子細他に異り。豈、尊崇なからんや。抑も、当社大菩薩においては、百王の宗席、八宗の鎮將、始めて啓する能わず。伽藍本尊に至りては〔濫觴〕他に異り子細、余に超す。天平の昔、草創の古、勅使橘右丞相、智識行基菩薩と、冥助を伊勢大神宮に仰ぎ奉らるるの処、行基懇誠の時、真如日輪の唱、新たに神託を受け、勅使帰參の日、廬舍那仏の告、親しく叡聞に達す。茲に因りて本口口祖の内証を顕し、惣国分寺の本仏を安ぜらるるの間、然らば、早く、且うは冥顯前後の次第を定められ、且うは寺社の靈効は他に異なるに依り、先ず當寺當社の恩賞を行わん、一寺一揆の愁吟を休められんと欲す。

ここでは、朝敵(鎌倉幕府の事)滅亡はすべて當寺(東大寺)及び当社(八幡宮)の神助によるもので、さきに京都より南都に行幸になった思召は、一に當寺當社の冥験を仰がんだためであった。笠置山よりの御願書の趣きを、衆徒一同は信賴しておるのである。凶徒滅亡の奇特は人力の致す所ではなく、悉く神仏の援助あったればこそである。然らば、中興政治恩賞の第一は寺社に向って致すべきではないか。

ところが寺領の多くは、既に武家に押領されておるに拘らず、官軍勇士への恩賞をさきに行われ、寺門の方は蔑ろにされておるのは、甚しい矛盾ではないか。

——それに対する勅答は、これまた前条と同様「追て何分の沙汰をする」であつた。

そこで再び筆をとつて、重ねて申上げた。

曰く。朝敵滅亡は勇士軍忠のためではなく、仏天冥師の加護であり、従つて仏神に対する報賽が急務であらう。天平草創の際、天照大神の本地たる盧舎那仏を本尊とせんとの叡願であつた。その両脇士として観音菩薩、虚空藏菩薩を配して三尊仏とされた。これは天照大神、天児屋根命、太玉命の三神の御本地仏であるから、くれぐれも早く冥顯の前後次第を明らかに致し、他に異なる当寺当社への恩賞を行わねばべきである。

——という主張である。

この一項には、何にも増して凝視すべきことがある。それは東大寺が、従前ならば、何の関係もないはずの天照大神を麗々しく拙記し初めたことであり、それに添えて天児屋根命太玉命の三柱を、東大寺大仏との三尊に配置せんとする意図を見せたことである。

平安朝末期までは、専ら神仏習合を本地垂迹説で説明され、印度の仏を本地とし、日本の神を下位として解釈せんとしたのであつたが、鎌倉時代の中頃からは、日本中心精神が急に抬頭し、殊に蒙古襲来以来、神祇崇拜熱が著しき勢をもつて思想界に現われ初め、本地垂迹の反対で、日本を高しとし、印度を低しとする反本地の思想になつた。所謂「神道」が起つた。就中、元寇に対する伊勢神風の神威は、すさまじく国内上下に吹き亘つた。例えば、起請紙を用いた誓詞の中にでも、それまでは「惣じては日本六十余州の大小神祇、殊には八幡大菩薩……」とあつたものが、文永弘安以後になると、「惣じては日本六十余州の大小神祇、殊には伊勢皇大神を初め奉り……」という文句に変わつて、伊勢大神を、民間信仰の座にまで引きおろし初めたことが目立つて来る。ここにも、それが著しく現われ、東大寺大仏よりも伊勢皇大神宮を表看板に掲げておる。驚き入つた寺家の賢明さであり、敬服すべき寺家の厚顔さである。

この第二項での要求は、元弘建武中興の恩賞が、杜寺を後にして、勤皇諸士への行賞をさきにしたことに対する不平不満を、強調しておることが目立つ。

今日から思えば、杜寺の強調しておることは、少々思ひ上つておるやに見えるし、殊に寺院が神威を担ぎ出したところに、仏光の影うすれゆ

くかかと思えて、同情の念を贈るに吝かでないが、六百年の昔になって考えてみれば、この辺―旧勢力の反抗―から中興政治が動揺するのではないかと、気にかかるところがある。

## 六

### 第三項

一、兵庫嶋料米置石者、去延慶以来、為當寺八幡宮十箇條勅願之料所、永代御寄進之趣、度々院宣綸旨等分明也。而依土民等之掠申、無是非被召放所務之間、勅願忽退轉、法命之欲絶之條、不便之次第也。其故者、十箇條勅願之内、捧頭密甚深之法味、奉祈聖運之長久、談兩宗至極之奥旨、挑欲清之惠燈之間、佛法之紹隆、御願之勤仕、資縁偏在此地。而何依彼所之人民之愁訴、可被闔當時佛法之衰弊哉之由、申之。

如勅答者、勘申舛米一年中員數者、可被付代所、云々。

上之、今度被停止諸関之時、如去六月十五日、宣旨者、就新関有其沙汰歟。彼宣旨云、頃年以降在々所々、或号津料関米、或称率分駄賃、租税多費、転漕有煩、事背旧章、已為新儀、宜從停止云々。始自頃年以降之文章、終至已為新儀之嚴旨、非古関停止之條、頗以分明也。爰兵庫関者、天平年中行基菩薩之所建立、蓋是嶋泊之最初也。自爾以降、貞觀明時賢和大徳、建久聖代重源和尚、任先蹤而含修築之詔、鑒將來而蒙興隆之宣。抑此三代上人者、世挙仰徳行、人皆謂權化、專補當寺常住之勸進、雖成土木之功、応為當関旅宿之知識、屢退風波之難、而翻〔大権慙〕累祖勤厚之遠慮、遂及延慶永代之勅施、由緒旧而五百余廻、御願新而二十余年、寺家專所執申之子細、在于斯矣。何忽可及違變之御沙汰哉。凡勘一年中之所出、纔不過三千余貫歟、雖然、現物員數不透公平、支万代不朽之御願、毎月運送不過期限、叶長時不退之寺用、代所若為遠遠之境、定有済収之煩歟、料所又為田園之地者、量無損失之愁哉。御願依之招退轉、興隆又為之令闕如之條、只所仰天察也。

(この読み本を添える)

一、兵庫の嶋の料米と置石は、去る延慶以来、当寺八幡宮十ヶ条、勅願の料所として、永代御寄進の趣、度々の院宣綸旨等、分明なり。而して土民等掠め申すに依り、是非なく所務を召し放さるるの間、勅願、忽ちに退轉、法命の絶えんと欲するの条、不便の次第なり。其の故は、十ヶ条勅願の内、頭密甚深の法味を捧げ、聖運の長久を祈り奉らん。兩宗至極の奥旨を談じ、欲清の惠燈を挑ぐるの間、仏法の紹隆、御願の勤仕、資縁偏えに此地にあり。而して何ぞ彼所の人民の愁訴に



依り、当時仏法の衰弊を闇かるべけんやの由、これを申す。

勅答の如くんば、舛米一年中の員数を勸申せば、代所を付せらるべし、云々。

之について、今度、諸関を停止せらるるの時、去る六月十五日の宣旨の如くんば、新関に就いて其沙汰あるか。彼宣旨に曰く、頃年以降、在々所々、或は津料関米と称し、或は率分の駄賃と称し、租税多く費し、転漕、煩いあり、事、旧章に背く。已に新儀として宜しく停止に従うべし、云々。頃年以降の文章より始まり、終に、已に新儀の蔽旨たるに至る。古関停止に非るの条、頗る以って分明なり。爰に、兵庫関は、天平年中、行基菩薩の建立する所、蓋し、是れ、嶋泊の最初なり。爾より以降、貞観明時には賢和大徳、建久聖代には重源和尚、先蹤に任せて修築の詔を含み、将来を鑒みて興隆の宣を蒙る。抑も、この三代の上人は、世を挙げて徳行を仰ぐ、皆、権化と謂う、専ら当寺常住の勸進に補し、土木の功を成すと雖も、応に当関旅宿の知識として、屢、風波の難を退く、而して〔大権懃懃〕累祖勤厚の遠慮を翻して、遂に延慶永代の勅施に及ぶ。由緒旧りて、五百余廻、御願新たにして二十余年。寺家専ら執申す所の子細、斯に在り矣。何ぞ忽ちに違交の御沙汰に及ぶべけんや。凡そ、一年中の出す所を勸うるに、纔かに三千余貫に過ぎざるか。然りと雖も、現物員数は公平を透さず、万代不巧の御願を支え、毎月運送、期限を過ぎず、長時不退の寺用に叶う。代所、若し、遼遠の境ならば、定めて済収の煩あらんか。料所また田園の地たれば、損失の愁、量る無からんか。御願、これに依って退転を招き、興隆またこれがために闕如せしむるの条、只、天祭を仰ぐ所なり。

この項目は延慶（花園天皇御宇、一三〇九）年間に勅願十箇条（その内容は目下のところでは不明）を果たす料所として兵庫嶋の舛米と置石料米（防波堤修築のための石を用意する料足）とを東大寺に知行せしめられたが、その実収入は皆無になったので、それを旧の如く、寺家の手に回収したいということを出した。

勅答は、兵庫嶋の年中収入はどの位になるか、その員数を示せば、代りの所を下附しよう、ということであった。

そこで東大寺は、去六月十五日の宣旨で、諸関はすべて停止すると仰せられたが、それは新関のことで、往年からの関所は停止されたのではないから、兵庫関の関料はどうしても東大寺に下附されたい。年間の収入は三千余貫にすぎないが、もし代りの所を下附されても、それが遠隔の土地であったり、または代地で下さるる様では、寺家の収入欠如のものである。と反論しておる。

この文中、行基、賢和、重源の名を出して、兵庫津が寺領たりし事を主張しておるが、どうもその言い分は弱い。迫力がない。寺家の申分に絶対性が見えぬ。どうしたものであろうか。

## 七

### 第四項

建武中興と社会変革

一、伊賀國吏務職者嘉曆年中為當御代之新御願、永可為花嚴三論兩宗三十講料之旨、被下鄭重之繪旨之處、被召放之條、難堪之由、申之。  
如、勅答者、追而可有御沙汰云々

就之、「帝徳」聖運重榮之逢秋、四海悉靡 十善之徳風、佛法再興之得折、満寺弥挑八宗之恵光歟之由、相存之處、未承今度懇懃之御願、被召先年治定之料所之條、愁訴之甚、何事如之哉。

(この読み本)

一、伊賀の国、吏務職は、嘉曆年中、当御代の新御願として、永く花嚴三論兩宗の三十講料となすべきの旨、鄭重の繪旨を下さるる處、召放さるるの條、堪え難きの由、之を申す。

勅答の如くんば、追て御沙汰あるべし、云々。

之について「帝徳」聖運重榮の秋に逢い、四海悉く十善の徳風に靡かん。仏法再興の折を得、満寺弥々八宗の恵光を挑げんかの由、相存ずるの所、未だ今度懇懃の御願を承らず、先年治定の料所を召さるるの條、愁訴の甚しき、何事か之に如かんや。

伊賀國司職を嘉曆年中に、新たに今上の新勅願として、永く東大寺に下されしに、今度の新政によって召放されたものだから、愁訴したところ、「追って何分の沙汰あるべし」との勅答であった。再び「聖運重榮之逢秋、四海悉靡 十善之徳風」と言つたお上手を述べて、再吟味を要求したものである。

これも、恐らく何の反応も示されまい。

## 八

### 第五項

一、美濃国茜部庄者、初則二品酒人親王奉為 柏原聖靈並尊堂御菩提、弘仁九年三月廿七日永為春秋二会、被寄附寺家、後又前別當永觀律師更興當庄、為繼諸宗之法命、所充百口之学侶也、為一円寺領之條、天徳延久天治永久等、代々宣旨官符等分明之處、頃年以来長井入道<sup>不知俊胤、実名</sup>、自号地頭、抑留土貢之間、去弘安年中及寺家訴訟之時、地頭代頼広、為関東口入請所之由、雖陳之、如彼時関東下知者、不備進御口入証文之間、非信用之限、但、雖為私請所、過廿年者、不可有相違之由、近年有其沙汰歟云々。就之案之、非重代相伝之職、非勲功勸賞之地條、載而

分明也。加之、文保以来未進之乃貢、所積之員數既及四十万疋、地頭之罪責、無所遁之間、忿可注進關東之由、触訴武家之刻、如正地頭長井右馬助高冬去年五月請文者、茜部庄御年貢者、代官無沙汰、併身之緩怠候云々。自判承伏之條、是又炳焉也、然問武家之罪科欲令治定之最中、夷族忽弥、帝德再榮之間、可被止地頭職之由、為達累年之愁訴、具及先日之奏達之処、如 勅答者、追而可有御沙汰云々。此條如何。雖為私請所、依経年紀、不可有相違之由、為武家、雖及非據之沙汰、一円聖断也。今何可及猶豫之御沙汰哉、況未進對桿、正地頭出承伏之状、分明之處、高冬幸當參之上者、速被尋下一往之子細者、就彼之散状、為寺家所訴申背理致哉否、為地頭所構、叶政道哉否、忽被散御不審歟。然者経急速之御沙汰、且被飭曩祖之覺路、且欲興本寺之佛法矣。

(読み本)

一、美濃国茜部庄は、初めは即ち二品酒人親王が柏原聖靈並に尊堂の御菩提のために、弘仁九年三月二十七日、永く春秋二会のために、寺家に寄附せられ、後にまた、前別当永觀律師更に当庄を興し、諸宗の法命を継がながために、百口の学侶に充つる所なり。一円寺領たるの條、天徳延久天治永久等代々の宣旨官符等、分明の処、頃年以来、長井入道(実名を知らず)俊胤、自ら地頭と号し、土貢を抑留するの間、去る弘安中、寺家訴訟に及ぶ時、地頭代頼広、関東口入の請所たるの由、これを陳ずと雖も、彼時関東下知の如くんば、御口入の証文を備進せざるの間、信用の限りに非ず。但し、私請所たりと雖も、二十年を過ぐれば、相違あるべからざるの由、近年その沙汰あるか、云々。之に就いて之を案するに、重代相伝の職にも非ず、勲功勳賞の地にも非ざる條、載せて分明なり。しかのみならず、文保以来、未進の乃貢、積る所の員數、既に四十万疋に及ぶ、地頭の罪責、遁るる所なき間、忿いで關東に注進すべきの由、武家に触訴うるの刻、正地頭長井右馬助高冬去年五月請文の如くんば、茜部庄御年貢は、代官無沙汰、併して身の緩怠に候云々。自判承伏の條、是また炳焉なり。然る間、武家の罪科、治定せしめんと欲するの最中、夷族忽ち弥ゆ。帝德再榮の間、地頭職を止めらるべきの由、累年の愁訴を達せんがため、具さに、先日之奏達に及ぶの所、勅答の如くんば、追て御沙汰有るべし云々。此の條、如何。私請所たりと雖も、年紀を経るに依り、相違あるべからざる由、武家として、非抛の沙汰に及ぶと雖も、一円の聖断なり。今、何ぞ猶予の御沙汰に及ぶべけんや。況んや未進對桿、正地頭承伏の状、分明の処、高冬、幸に当參の上は、速かに一往の子細を尋ね下され、彼の散状について、寺家として訴申すところ理致に背くや否や、地頭の構うる所、政道に叶うや否や。忽ちに御不審を散せられんか。然らば、急速の御沙汰を経て、且つうは曩祖の覺路を飭られ、且つうは本寺の佛法を興さんと欲す矣。

美濃国茜部庄は寺領の中でも有力なる土地であったが、地頭代なるものが現われて支配し初めた。長井頼広なるものが、地頭代から命ぜられた私設の請所(その年その年の吉凶に拘らず一定の年貢を納めることを請負って人)となった。ところが、その身分が武士であるから、どうしても關東の裁断を俟たないと、その不法を処分出来ない。然るに実際において、二十年以上私請所の実務をとっておくとすると、その実績が一つの権利となるので、今更どうにも致方がない破目になった。寺家としては、黙止すべきでないから、文保以来の未進年貢に四十万疋に及ぶ

ことを、六波羅に出訴した。そこへ正地頭長井右馬頭高冬なるものが現われ、元弘二年五月請文を出し、すべて自己の責任であるからとて自判承伏状を出した。

ところが中興政府の時代が来た。朝廷に出訴したら、例の通り追て沙汰すべし、であったが、幸にして長井高冬は勤皇軍の士として朝命を奉じておるらしいから、この際、是非ともに、寺家の申すところが理に背くか、地頭の構え申すところが政道に叶うか、審理されたい——という申出であるが、これも声のみ大にして、迫力ある提訴とは見えぬ。

## 九

### 第六項

一、當寺造国周務肥前两国之内、肥前国者、為遼遠塚之上、依地頭御家人等濫妨、国務如無歟。周防国者、治承炎上之時、被寄十三箇国、被遂大佛殿等之造功之後、於余国者漸雖被召返之、當国者、依為杣便宜之国、西塔食堂以下未作之地多之上、寺中小神社佛閣破壊朽損不断絶之間、偏以當国之力、依加漸々修治、寺門之形、猶如存、若被召放當国、暫不加修理者、何可全寺家之藁哉之由、申之。

如 勅答者、凡諸国平均停止永代之国司之間、非独限于周防州、事之子細、追可有沙汰。

就之、於大和一州吏務者、興福寺之管領、自古至今、無依違歟、兩寺並軒一円兩所之間、親所経耳目也。然者、何至数代重色之當寺料国、可及最前没倒之御沙汰哉、何況當寺大厦之構、不相似余寺、小破之時、不加修治、及大破者、非一朝之大當者、輒不可成之。而以當国補小破之間、無眼前頽落之佛閣、而永被召放此地者、兩三年之内、大破可遮眼者哉。債案事情、卿相雲客之不知行當國〔之人〕更非〔不可有〕家門之衰微〔當寺〕被召上此地者、佛閣僧庵、忽及藍院之破滅〔一寺之衰微〕之條、不可有疑者哉。然者、西収以前忿被返付之、欲被助寺門之破滅矣。

(読み本)

一、當寺造国周防肥前两国の内、肥前国は、遼遠の塚たるの上、地頭御家人等の濫妨に依り、国務は無きが如きか。周防の国は、治承炎上の時、十三ヶ国を寄せられ、大仏殿等の造功を遂げらるるの後、余国においては漸く召返さると雖も、当国者、杣として便宜の国たるに依り、西塔食堂以下未作の地、多きの上、寺中の大小神社仏閣の破壊朽損、断絶せざるの間、偏えに当国の力を以って漸々の修治を加うるに依り、寺門の形、猶を存るが如し。若し当国を召放たれ、暫く、修

理を加えざれば、何ぞ寺家の費を全うすべけんやの由、これを申す。

勅答の如くんば、凡そ諸国平均に永代の国司を停止するの間、独り周防州に限るに非ず、事の子細、追て沙汰あるべし。之に就いて、大和一州の吏務においては、興福寺の管領、古より今に至り、依違なきか。両寺は軒を並べ、一田両所の間、親しく耳目に経る所なり。然らば、何ぞ数代重色の当寺料国に至って、最前に没倒の御沙汰に及ぶべきや。何ぞ況んや当寺大厦の構、余寺に相以ず、小破の時、修治を加えず大破に及べば、一朝の大営に非ざれば、輒ち之を成すべからず。而して当国を以って少破を補うの間、眼前頽落の仏閣なし、而かも、永く此地を召放るれば、兩三年のうち、大破、眼を遮るべきものか。情かに事の情を案するに、卿相雲客の当国を知行せざる「の人」とて、更に家門の衰微「有るべからず」「当寺」此の地を召さるれば、仏閣僧庵、忽ちに藍院の破滅に及び「一寺の衰微」の条、疑あるべからざるか。然らば、西収以前、急ぎ返付せられ、寺門の破滅を助けられんと欲す矣。

当寺の造営料所として肥前と周防の国税を宛てられたのであったが、肥前は遼遠の土地とて地頭御家人に横暴されて、その実績を失った。周防は治承炎上のときも、大仏殿造功の料として寄進せられた十三ヶ国の一であり、その以後も、ずっと当時未作堂舎並びに神社仏閣の修覆料として、今日まで継続して寺領であった。聞くが如くんば、新政によって国司の吏務をすべて召放されるということであったから、周防の吏務も没収されるであろう。そうなつては巨多の寺社の修理を如何にすべきか、と愁訴した。

それに対する勅答は——凡そ諸国すべてに亘つて国司の永代補任は停止されたので、周防だけを特例として残すことは許されまい。何分の沙汰をまて、ということであった。

それについて寺家は反駁して、諸国吏務の永代管領を停止したと仰せられておるけれども、大和一国が興福寺領たることは、自古至今、少しも変りないからとて、周防の吏務を寺家の手に獲んとて千万言を費しておるのである。

これについて説明しておくべきことがある。それは、当時に於ける諸国領有の姿に、三様あったことである。

- (一) 地方国司として任命されたものが、その任国の行政経済の事務一般を掌執するもの、これが本体である。
- (二) ある一国を選定して神社寺院の造営料に充てられるもの。

この場合は、地方の国が国家に貢納すべき租税の外に、地方税としての收穫もあり、それによって地方官の俸禄等を捻出したのであるが、その中から——時にはその外に——特殊目的に供するための地方税を課して、それで一定の收穫額を確保するのである。それを完全に実施するために、その国守を任命するとき、官吏をもってせずして、寺家の誰かを国守に任ずるのである。その場合、国守は常にその寺の僧侶か、その

寺の配下者をもって、任命するから、国守は永代補任のようなものである。事実、東大寺が国守である。周防国は、そうした特異例の一国であった。

(三) 鎌倉幕府成立と共に置かれた守護は、大犯三ヶ条と言われる軍事警察権の一部を掌握したにすぎなかったが、承久合戦以後になると、急にその職能を拡張し、任命された一国の守護職を子孫に伝えるものが現われたので、その一国を私有地化するものが多かった。

——以上のような紊乱した地方官の制度を矯正せんとするのが、後醍醐天皇中興政治の眼目であった。すべての地方官は、大宝令制に則りて、中央政府から官吏を任命し、任期を定めて、常に交替遷任せしめることにされた。周防の国守も当然、政府から新任され、その収入は国家の収入になるべきであった。

それを東大寺が反論して、寺家の手に収めておこうとした。大和国が興福寺領であるからその嘉例によって、周防を東大寺領としたい、というのである。

併し、事實は、大和国が決して興福寺領とされたのではなかった。ただ、實際上、興福寺の寺領が、その国の一円には偏在しておるものだから、頼朝でさえ、大和には守護を置き得なかった。ために大和の一国は興福寺領であるかの観があった。さればとて、大和国がすべて興福寺領であるという訳ではない。それを東大寺は、口実に使って、周防国守を寺家で握ろうとしたのであった。

併し、考えて見ても判る通り、鎌倉時代の末期に、中央政府の勢力が、地方に及んだとも思われないし、地方の国守以下地方官が任命されたにしても、その任国に下向して、国務の實際に携わったこともあるまいから、仮りに、周防国守を寺家の手に握ったとしても、それから獲られる実収入は殆んどあるまい。ただ、若し仏舎修造というような場合に、その一国に対して、造寺料とも言うべき臨時課税が可能なのであるまいか。その点で、東大寺が周防国を掌中から放すまいと努めるのかも知れない。

10

第七項

一、三箇津商船目銭者、食堂西塔等之大事不容易之間、定年紀、被寄附之畢。年紀未滿、造功未終、被召放之條、難堪之由、申之、

勅答之趣、同舛米勘申員数者、可被付代所云々。

就之、造寺料園等之力、難及之間、為成大講堂法花堂戒壇院等並食堂西塔之大事。定年紀申寄之上者、被許年紀之所務、被成當作之大功者、專為寺門可為興隆、奉為朝家可為御祈、庄園等之代所者、可為有名無実之條、載于舛米之段畢。

(読み本)

一、三ヶ津の商船目銭は、食堂西塔等の大事容易ならざるの間、年紀を定め、寄付せられ畢ぬ。年紀いまだ満たず、造功未だ終らず、召放たるるの条、堪え難きの由、之を申す。

勅答の趣。舛米と同じく、員数を勘申すれば、代所を付せらるべし、云々。

之について、造寺料園等の力、及びがたきの間、大講堂法花堂戒壇院等並びに食堂西塔の大事を成さんがために、年紀を定め、申し寄するの上は、年紀の所務を許され、當作の大功を成さるれば、専ら寺門のために興隆たるべく、朝家の奉為(おんため)に御祈たるべし。庄園等の代所は、有名無実たるべきの条、舛米の段に載せ畢ぬ。

最後の第七条は、東大寺の西塔食堂等の再建造営料として兵庫嶋以下三箇津の目銭を、寄進されたものであるから、その再下附を求めたところ、勅答があつて、三箇津の収入員数を明確に知らすならば、代りのところを下附しようというのであつた。しかし、いま寺門の興隆、朝家の弥栄のために、莊園を下附されても有名無実であるから、三箇津を下附されたいと奉答したものである。

## 一一

以上に列挙したところが寺訴条々篇目のすべてであるが、それによって推知せられることは、後醍醐天皇笠置行幸の時に、東大寺は天皇のために勤皇の兵士や物資を送るべきことを承諾し、その反対給附条件として、相当のことを奏上したらしい。

それについて考えざれることがある。

従来の研究では、後醍醐天皇は元弘元年(一一三三)八月二十四日京都をひそかに出御、俄かに東大寺に行幸になったが、東大寺が好意を見せないで、二十六日に鷲峰山金胎寺に遷られ、翌日また金胎寺を去つて、笠置山に登られたのであつたが、そのときの東大寺は、東南院の住職が北条氏の縁故者であつたために、寺内衆議一致せずして、天皇を充分に迎えなかつたので、やむなく笠置行幸になつたのであるかに説かれ

ておったのであった。だが、そのときの衆議不一致ということの内容については、一言も触れるところがなかった。ところがいま引用した元弘三年八月日の寺訴条々次第によってみると、特に寺領並びに寺の経済事情を、好転せしめようとする宿願を、この際にとばかりに、持ち出して来たことに、根諦があったらしいことが知られる。

寺家の要求を耳にした天皇は、その後の隠岐に潜行されておられた元弘三年二月二十四日までの一ケ年余りの歳月に、深く考慮を巡らされ、六月五日還御、直ちに新政を行われ、一切の荘園制を廃止しようとしたのであった。すべての過去の権利義務を更新せられたのであった。

それで東大寺は周章、嘗ての要求を新政府に申告し、追て何分の沙汰をするから、と返答されると、執拗にも、再び、奏上したのが、この文書であった。

それを通観すると、寺領再確保に如何に心を悩まし、その不安に、動揺したかを察知することが出来る。旧株墨守ということは、新政府の政策とは、完全に次元の違ったものであった。

新政の狙いは、一切の土地を国家の支配下に結集し、地方官——特に国守以下は、中央より官吏を任命し、それら国司をして人民を支配せしめ、天皇親政の政体を出現しようとする一大変革であったのである。社会組織の大革新である。

東大寺——を初めとしてすべての神社寺院や権門勢家の如き旧地主（資本家）は、押し潰されてしまふべき政策であった。

短言すれば、米経済を捨てて貨幣経済の社会を実現せしめることであった。

それでは旧地主が新政を謳歌するはずはない。

何となれば、武士を中心とする封建制度は廃止される運命である。新政は地方国司を任命する一種の郡県政治であり、中央集権文官政治である。地主たりし神社寺院皇親権門等の土地支配権や収税権は停止せられ、官僚の法律による政治組織に収容せられることになるのである。

東大寺の寺訴条々次第に対する新政府の勅答が、実に冷淡であることに気付くであろう。それは、一面からみれば、寺家の奏上を、表面から冷たく却けるわけにも行かないし、それだけの実力もまだ新政府にはないから、追て沙汰あるべし、と言って、その裁許を遷延させたものであるとも見られるが、また他面から見れば、寺家の要求を容れてやるための引延ばし策か、寺家の申状が、問題にもならぬ違った方向のものであったから、相手にならぬと思う排除的のものであったのではなからうか。



建武中興が「公家一統」の政治実現にあったと、太平記以下が言っておるが、その公家とは、「天皇」と同意であることを、幾多の史料から証明したことがあった。

然らば公家一統の政治とは、一君万民の政治であって、天皇と国民との間に権門勢家神社寺院のみならず武士と言った、中間階級の存在を拒否したものであった。

これを前にしては大化改新、これを後にして明治維新と、相並ぶべきものである。旧勢力のすべてが否定せられ、沈下すべき政策である。果してかかる変革が、易々として実現出来るものであろうか。

折角の天皇の宏案は、堅い大きな強い壁に、突き当るのではなからうか。

元弘建武中興政治の前途は暗い。

嘗て後三条天皇が記録荘園券契所を新設せられた時のことを、想起せざるを得ない。不吉な言葉だが、歴史は繰返すかも知れない。

## 一一一

史料の関係上、東大寺一ヶ寺の事件のように記録したが、これは当時の一斑にすぎない。この一斑はこれを全豹に及ぼして、大過はあるまいと信ずる。敢て一史料から全般に及ぼして論及してみたのである。

史料を生かし、動かし、働かせて見たのである。